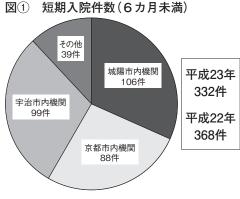
市 発行 城陽 国保医療課

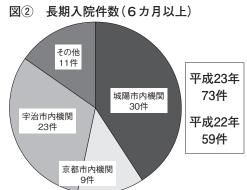
·国民健康保険

平成24年 (2012年)

お問い合わせは 国保医療課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4038 FAX56-3999) へ

保険医療機関所在地別 入院件数の状況(5月診療分)









と比較すると14件 (23・ 前年同月と比較すると2 (図②参照) で前年同月 また、長期入院は73件 短期入院と長期入院を の増となっていま ると2件の減となって 療機関への入院は136 の減となっています。 年同月と比較すると1件 人院を合わせた市内の医 (図②参照)であり、 また、短期入院と長期 市外の医療機関 全体の33・6 對と 前

合わせると405件で、

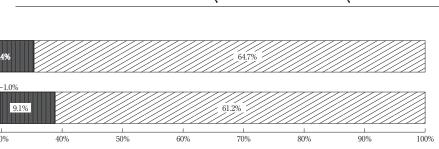
(5・1学)

誓) の減となっています ①参照)で、 短期入院は332件(図 比較すると36件(9・8 とおりです。 人院者の医療状況は次の 入院者の受診件数は、 平成23年5月診療分の 前年同月と

内の医療機関への入院は ジバトー 30件で、全体の41・1 哲 年同月と比較すると3件 の医療機関への入院は1 の減となっています。 06件で、全体の31・9 入院332件のうち市内 長期入院73件のうち市 (図①参照)です。 前

療機関よりも割合が高く 合が16・6 営で市内の医 占めています。 成割合の状況 (図③参照) 市外の医療機関はともに では、市内の医療機関と 全体の約65%を入院料が また、手術料について 医療費の診療行為別構 市外の医療機関の割

診療行為別機関構成割合の状況



主の年金が年額18万円 すべて65歳以上かつ世帯

上の場合であり、

合計が年金額の2分の

①金融機関への届出 ことができます。 法を口座振替に変更する 国保医療課窓口への届出 は、金融機関への届出後 納めていただいている人 により、国保料の支払方 口座振替への変更には

20%

②国保医療課への届出 徴収決定通知書 被保険者証または特別

図(3)

市内機関

市外機関

はいったん全額自己負担

交付を受けると、医療費

0.7%

0.0%

1.0%

0.0%

−0.0%

支払方法の 変更について

天引き)により国保料を の介護保険料と国保料の 特別徴収(年金からの 限が切れていても国保の 構 [☎ (46) 0807] 納で被保険者証の有効期 になります。 な場合には京都地方税機 有効期限が切れるときに 資格はありますので、 ていますが、納付が困難 この短期被保険者証の 相談していただくこと 納付のお願いを送付し 更新の通知と国保料 国保料が未

ために、次のよう

に上手な受診を心がけ、医療費の **加しています。国保制度の安定の**

医療費が年々増

医療費の節

即減にご協力ください

節減にご協力ください。ご自身の一部負担金の節減

特別な事情がないのに納 必ず事前に国保医療課窓 なります。資格証明書の 口でご相談ください。 者資格証明書」の交付と 期限から1年以上国保料 療機関にかかるときには また、災害やその他の ③一つの病気で複数 ②休日や夜間の受診はなるべく控えましょう ⑤ジェネリック医薬品を使いましょう ①かかりつけ医をもちましょう にもつながります。 ⑥特定健診・特定保 ⑧柔道整復師(整) ⑦お医者さんを信頼 ④薬をたくさん欲し 受診しましょう のはやめましょう 骨院・接骨院)・鍼灸師は正しく 釵の医療機関を紹介なく受診する して、指示を守りましょう がるのはやめましょう 健指導を利用しましょう

窓口でも配布して 働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められ ※ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労 た、新薬よりも安価な薬です。 「ジェネリック医 薬品希望カード」は国保医療課 ぜひご利用ください。

人院者の医療状況

在地別で見ると、

を実施しました。この事業の主なものは、みなさん す。その分析結果から「入院者の医療状況」につい の医療費に関するデータを基に医療機関別の受診状 てていただくため、 況などさまざまな分析を行う「医療費分析事業」で てお知らせします。 「医療費適正化特別対策事業.

市の国民健康保険(国保)では、

健康管理に役立

月57万2, 246円) 9 5万6,889円 (9・ 万9, たり平均月額医療費は62 となっています。 60円 (6・4 智) また、市外での一件当 135円(前年同 の増となっていま の減

医療費適正化特別対策事業~ での一件当たりの平均月 の入院は20件の減です。 次に、市内の医療機関 (前年同月44万9, で、2万8, 42 万 4 5 8 5 0 ■ 初診料 Ⅲ 手術料 〗 医学管理料 ■ 検査料 ■ 在宅医療

1 8 円

額医療費は、

∷∷ 画像診断料 Ⅲ 投薬料 ■ その他 ☑ 入院料

> 収が、4月支給分の年金 保険料(国保料)の仮徴

国民健康保険料

被保険者証

仮徴収について (特別徴収分)の

が必要です。

・口座振替依頼書控え

平成24年度の国民健康

れた場合、6月以降支給

3月末までに届出をさ

分の年金からの天引きを

所得のない人も

⊒ 注射料 ■■ 処置料

告義務がない人でも国保

となります。どう

国保料の納付が困

所得税や市府民税の申

申告を

別徴収仮徴収額決定通知 旬に「国民健康保険料特 書」を送付します。 から始まります。)対象者 対象の人には、4月上

徴収の条件を満たす人 以上の世帯主で次の特別 康保険に加入された65歳 れた世帯主および国民健 月1日の間に65歳になら ②平成23年4月2日~10 払われている世帯主 ①平成24年1月31日時 で、国保料を年金から支 ださい。 る人には、国保医療課か ら申告書を送付していま での所得申告が必要とな

(金) までに申告してく

ので、必ず3月30

H

課窓口でご相談くだ

国保料を滞納すると

限が3カ月・6カ月・12 証の交付になります。 カ月などの短期被保険者 付状況に応じて有効期 国保料を滞納すると、

特別徴収の条件 世帯内の国保加入者が

があります。 ①平成22年3月31 国保料が軽減され

以 降

を受給する人 失業者)は、申請は により離職し、 能 目発的 用保険 る場合 により

会社の倒産や解説 雁など

受給資格者証」をお持ち ○申請に必要なもの の人は対象となりませ 格者証」「雇用保険高年齢 ※「雇用保険特例受給資 印かん 雇用保険受給資格者証 被保険者証

非自発的失業者の 国保料

満たす人が対象です

しても

③「雇用保険受給資格者

70~74歳の 医療費の負担について

+.+.+.+.+.+.+.+. 70~74歳の人の窓口負担が、平 成24年4月1日から平成25年3月 31日までの1年間、1割に据え置 かれます。現在、「2割(平成24年3 月31日まで1割)」と記載された高 齢受給者証をお持ちの人には、間も なく4月以降に使用していただく新 しい高齢受給者証を送付します。※ 3割負担の人にも同様に新しい高齢 受給者証を送付します(負担割合は 変わりません)

参してください。

すべての領収書を必ず持 金額の確認が必要なため

払いがあるにもかかわら

高額療養費の申請の

※該当する見込みのお支

高額療養費の 申請について

₺

必要です。 ○申請に必要なもの を受けるためには申請が 支給されます。この支給 高額療養費として後から き、その超えた金額が、 ·被保険者証 **口負担限度額を超えたと** 1カ月の支払い額が自

(通帳など) 振込先の分かるもの 人院のほか、お支払い

印かん

金額により、外来・調剤

も該当する場合がありま

申請には、お支払い

場合に、その超えた金額 と介護保険の自己負担額 (500円を超える場合) の合計が限度額を超えた の1年間に支払った国保 医療課の窓口で手続きを を支給します。限度額は (表1) のとおりです。 該当する場合には国保

高額合算制度について 医療と介護の 康保険に加入していた人 7月31日時点で、国民健 支払が限度額までとなり つの医療機関窓口でのお にお知らせします。 「高齢受給者証」の提示 基準日である平成23年 同じ世帯で算定期間 個人単位で、

平成23年7月31日まで) (平成22年8月1日から 介護保険自己負担額証

日からは、外来の場合で 「限度額適用認定証」 お願いします。 ・現在ご加入の医療保険 ○申請に必要なもの ·介護保険被保険者証 の被保険者証

・振込先の分かるもの ・印かん

請する場合は、委任状が ※同一世帯でない人が申 通帳など)

明書」が必要です 町村より転入した場合は ※算定期間中に、他の市 療保険から国民健康保険 ※算定期間中に、他の医 加入していた医療保険で に加入した場合は、前に 必要です 「医療費自己負担額証 する必要がなく、窓口で かじめ多額の現金を用意 です。出産のためにあら

さい。なお、直接支払制 療課窓口でご相談くださ の場合は出産前に国保医 機関もありますので、そ 度に対応していない医療 機関などで申し出てくだ 希望される場合は、医療 の負担が軽減されます。 直接支払制度の利用を

利用を希望されない場合 また、直接支払制度の

退職者医療制度の退職

直接支払制度 出産育児一時金の

者が出産するときに、事 により、出産育児一時金 関などに支払われる制度 が直接市国保から医療機 どと代理契約を結ぶこと 支払制度とは、国保加入 削に加入者が医療機関な 出産育児一時金の直接





者の保険料によりまかな 険の拠出金と退職被保険 われる制度です。 以外の医療費が被用者保 退職被保険者の自己負担 退職者医療制度とは、

被保険者本人となるのは 年金・共済組合などの被 用者年金の受給権を有す で10年以上加入している 年以上、または40歳以降 ○65歳未満の人 ○厚生 人、となります。 この制度が適用される ○被用者年金に20

ださい。 証、印かんを持って、国 ら、年金証書、被保険者 月の下旬に送付します。 険者証に変更となります 保医療課まで届け出てく 般の被保険者証は誕生 般の国民健康保険被保 また、65歳になると、 特定保健指導に該当しな

ください。

い人でもお気軽にご相談

問指導も実施しています

せは、保健センター ◎健康相談のお問い合わ

7

退職者医療制度に ついて

積極的にご参加ください 生活習慣の改善のために 文書を送付しています。 定された人には、市から から保健指導が必要と判 た人で、健康診査の結果 び城陽市国保の補助を受 まで実施していた特定健 けて人間ドックを受診し 康診査を受診した人およ 「特定保健指導」の案内 平成23年6月から10月

出産育児一時金の申請をは、出産後国保医療課へ

出産育児一時金を市国保 で医療費を全額自己負担 は、医療機関などの窓口 していただき、申請後、 してください。この場合

場合は、なるべく早く国保医療課に届け出てく

他の健康保険から国保に加入する場合や、

国保加入

国保に加入する場合は、他の健康保険の資格

信喪失後14日以内に届出が無いと

ださい。

保から他の健康保険に加入した

また、他の健康保険の資格喪失

届出日からしか保険の給付が受けられません。

日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくことになりますので

こ注意ください。

が使えなくなりますので り決めが優先され、国保 談をした場合は、その取 必ず示談をする前に届出 **届」を提出してください** 国保へ届け出る前に示

国保で負担した費用を全額請求することになり

保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。

他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使用し医療機関にかかると、

国保から他の健康保険に加入した場合も必ず

届出をお願いします。

他の健康

者に請求を行います。 支払い、後で市から加害 医療費は、国保で一旦

特定保健指導を 実施中

健康相談(要予約)や訪 また、保健センターで

◎詳しくは、国保医療課

用されます。

また、平成24年4月1

時の限度額が自動的に適

齢受給者証」により入院 税世帯以外の人は、「高

X

非課税

■用語説明■

現役並み所得者

上位所得者

般

般:上記以外の人

区分Ⅱ

区分I

分

70歳以上で住民税非課

の際は手続きをお願いし を交付しますので、入院 なる 「限度額適用認定証」

(表1) 医療と介護の高額介護合算制度に係る負担限度額表

70歳~74歳

67万円

56万円

31万円

19万円

上位所得者:70歳未満で国保料算定の基礎となる基礎控除後の総所得 金額などが600万円を超える世帯の人 区分Ⅱ:世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯の人

区分Ⅰ:世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で所得がない世帯の人

のは、年金受給権が発生

した日からとなります。

年金証書を受け取られた

※区分 I で、介護サービス利用者が複数いる世帯の場合

区分Ⅱの限度額が適用されます

現役並み所得者:70歳以上で3割負担の人

○申請に必要なもの

·被保険者証

世帯の人は、入院治療費

国民健康保険+介護保険

70歳以上で住民税非課税

なお、70歳未満の人と

が自己負担限度額までと

書は返却されます)

70歳未満

126万円

67万円

34万円

の場合、申出により領収

は必ず写しを保管してお

いてください

(確定申告

書の原本を提出される時 前に他の申請などに領収

第三者行為は届出を

ケガや病気になった時、 て医療を受ける場合は、 国保の被保険者証を使っ 第三者行為による傷病 (第三者行為といいます) 交通事故などが原因で

をしてください。

国民健康保険への

	届出は14	届出は14日以内に!!
	こんなとき	手続きに必要なもの
	他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
<u>\$</u>	職場の健康保険をやめたとき	書印かん、職場の健康保険をやめた証明
ŧ		

		その	他			国保をやめるとき						国保に入るとき						
れて使えなくなったとき(あるいは汚	修学のため、別に住所を定めたとき	とき世帯が分かれたり、いっしょになった	世帯主や氏名が変わったとき	市内で住所が変わったとき	退職者医療制度の対象となったとき	外国人がやめるとき	生活保護を受けるようになったとき	国保の被保険者が死亡したとき	き 職場の健康保険の被扶養者になったと	職場の健康保険に入ったとき	他の市区町村へ転出するとき	外国人が入るとき	生活保護を受けなくなったとき	子供が生まれたとき	たとき職場の健康保険の被扶養者でなくなっ	職場の健康保険をやめたとき	他の市区町村から転入してきたとき	こんなとき
きは使えなくなった被保険者証も) 印かん、本人確認できるもの(汚れたと	印かん、被保険者証、在学証明書		印かん、被保険者証		印かん、被保険者証、年金証書	被保険者証、外国人登録証明書(※)	知書の印かん、被保険者証、保護開始決定通	印かん、被保険者証	ことを証明するもの) ことを証明するもの)		印かん、被保険者証	外国人登録証明書(※)	印かん、保護廃止決定通知書	は出生証明書の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	印かん、被扶養者でなくなった証明書	書の健康保険をやめた証明	印かん、他の市区町村の転出証明書	手続きに必要なもの

ちの人は被保険者証とともに持参してく 高齢受給者証などの受給者証や、 ※制度改正により、平成24年7月9日に変更が予定されています 限度額 ださい 適用認定証などの認定証をお持